

第5号議案

足利佐野都市計画区域区分の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成28年2月8日

栃木県都市計画審議会会長 築瀬 範彦

都計第601号

平成28年2月1日

栃木県都市計画審議会

会長 築瀬 範彦 様

栃木県知事 福田 富一

足利佐野都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

計画書

足利佐野都市計画区域区分の変更（栃木県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

市街化区域と市街化調整区域との区分

「計画図表示のとおり」変更する。

理 由

本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に基づき、本案のように変更するものである。